

令和7年度 伊奈町インターンシップ実施要領

(令和7年4月22日町長決裁)

1 目的

大学等に在籍する学生を対象として、町政に関する就業体験を実施することにより、学生の就業意識の向上や動機形成、町政に対する興味や理解を深める。

2 実施期間

① 令和7年8月4日から8月8日

※5日間

3 対象者

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学、大学院、短期大学（以下大学等）の学生とする。

4 募集人数

10名程度

5 手続

インターンシップにより実習を希望する学生個人が申し込みを行うものとする。申し込みがあったときは、町長は速やかに書類審査により選考を行い、受け入れの可否を決定し本人へ通知するとともに、大学の代表者（以下「代表者」）に学生を受け入れる旨の報告を行う。

6 協定の締結

町長と代表者は、実習生の実習条件等について、町長が別に定める協定書により協定を締結する。ただし、代表者が、協定書の様式を指定している場合は、町長と協議のうえ、当該様式により協定を締結することができる。

なお、過去に実習生の実習条件等について、協定を締結した大学においては、この限りではない。

7 身分等

職員の身分は付与しない。また、報酬等いかなる金銭も支給しない。

8 服務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）、第34条（秘密を守る義務）及び第35条（職務に専念する義務）並びに当町が定めた誓約書に記載された内容を遵守しなければならない。

9 災害補償

代表者は、実習中における災害等に備え、実習生に学生教育研究災害傷害保険若しくは同等以上の補償内容の保険に加入させるものとする。また、実習期間における学生の災害（実習生の自宅と実習先との往復における災害を含む）について、当町は一切の責任を負わない。

10 賠償責任

代表者は、実習生に学研災付帯賠償責任保険若しくは同等以上の補償内容の保険に加入させ、実習期間において当町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11 健康管理等

実習生はインターンシップ実施前2週間及び実施期間中は特に健康管理に留意し、感染症等の予防を徹底すること。

12 インターンシップの中止

実習生が前記9～11の規定に違反した場合等、業務に支障が生ずるおそれがあると認められたときは、直ちにインターンシップを中止する。

13 その他

この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は総務課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月22日から施行する。